

知的所有権ニュース (2018年1月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

明けましておめでとうございます。昨年は景気の上昇が見られつつ、産業技術に変化のきざしが感じられる一年でございました。事業環境に変化が期待される時期にこそビジネスチャンスがあり、新たな方向性により知財の獲得に動くべき絶好の機会かと思えます。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやフアクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 不完全利用発明論 (1)

特許請求の範囲に記載された特許発明の全ての構成を充足する内容を特許権者や特許権者の許可を得た者以外の者が実施した場合には、特許侵害(文言侵害)となり、差止請求や損害賠償請求などの権利行使を受けることとなります。

一方、上記の文言侵害には該当しないものの、特許発明との相違点の特許発明の本質的でない部分を変更したに過ぎず、特許発明の本質的部分を用いることにより、特許発明と同様の作用効果を得ることができるような態様を実施した場合には、均等侵害として、権利行使を受けることがあります。この場合において、裁判所では、最高裁の判例に言及された均等侵害が成立するための5つの要件に沿って特許侵害の有無を判断します。

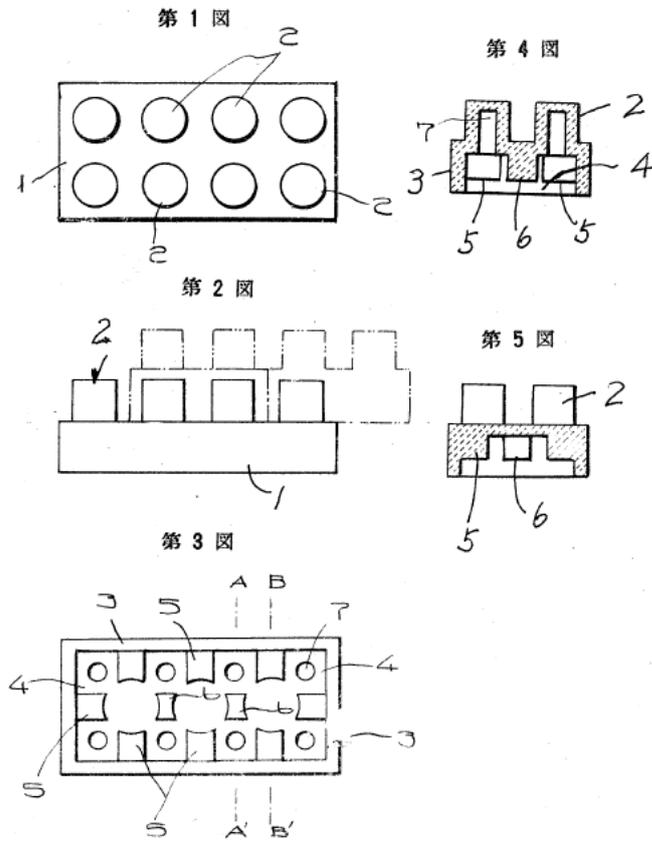
上記の均等侵害と類似する概念として『不完全利用』という考え方があります。これは、特許発明の構成のうちの重要度の低い部分を欠落させることにより、特許発明よりも作用効果は劣るものの、特許発明の本質的原理をそのまま利用した場合を言います。

このような不完全利用の場合については、昭和40年代に2件ほど、特許侵害を認めた裁判例(①昭和43年・45年:ブロック玩具事件)が存在しますが、その後、昭和50年代に不完全利用の場合に特許侵害を認めない裁判例(②昭和58年:ドアヒンジ事件)が出た後には、不完全利用の場合に特許侵害を認めた例は存在しないようです。

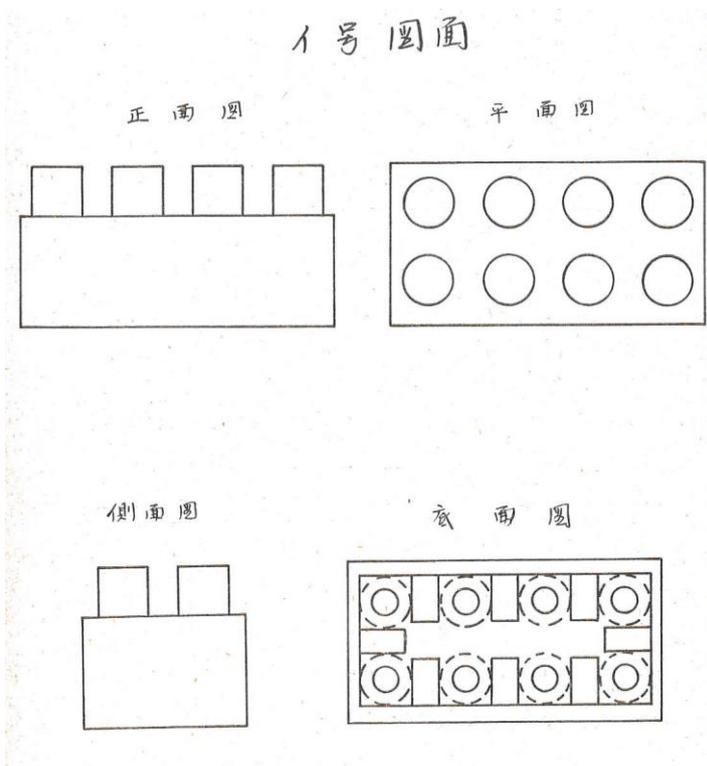
今回は、上記①のブロック玩具事件についてご紹介します。この事件は、特許権者が以下の<A. 特許図面>で示されるブロック玩具の実施例に関する特許を取得したところ、以下の<B. イ号図面>で示されるブロック玩具が被告により実施されることにより、訴訟となった事件です。

特許請求の範囲は、「矩形状のブロック主体1の上面に少なくとも2列の円形突起2、2を突出したブロック玩具において主体1を周縁3と上面を有し内部が底面に向けて開放した形状にすると共にその周縁の内部に前記円形突起が嵌合し得る空洞部分4、4を残して周縁3より内側に向って互いに接続することのない劃壁5、5と中央部の中間片6、6とを設けてなるブロック玩具。」のようになっています。

< A. 特許図面 >



< B. イ号図面 >



この事件において、被告は特許発明の中間片6を省略したものを実施しましたが、裁判所は、何ら優れた点がないにも拘わらず、重要度の低い中間片6を省略して、その技術的思想を用いながら侵害を逃れようとするものであるとして、特許発明の保護範囲を侵害するものと判断しました。

ここで、特許明細書には、作用効果の説明文中において劃壁5と中間片6は常に一緒に記述されており、その作用効果としては、以下の二点が挙げられていました。

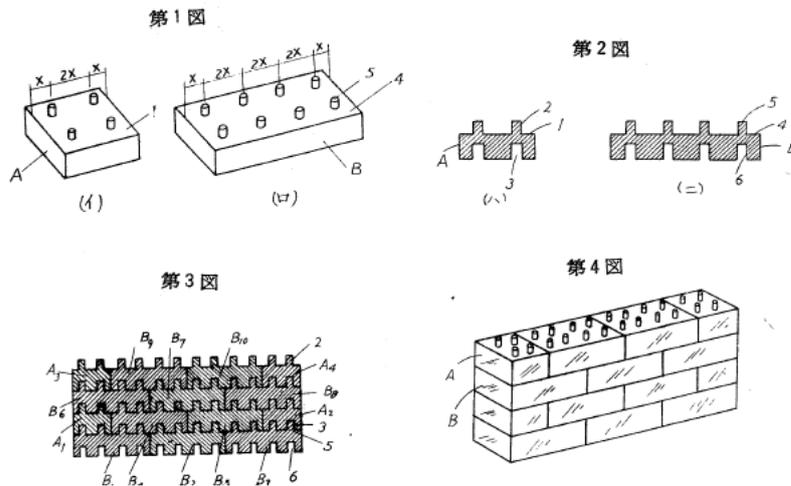
[1] 突起に嵌合する穴を構成するために交差状の劃壁が設けられた従来のブロック玩具において、劃壁の交点の冷却速度が他の部分に比較して著しく遅くなって内部歪を生じ、変形したり上面に凹みを生じたりする欠点を除去することができる。

[2] 劃壁を互いに接続しないから相当の弾性を有し、従って円形突起を劃壁間の寸法に多少の誤差がある場合でも各円筒突起と空洞部分とをきっちり嵌合させることができる。

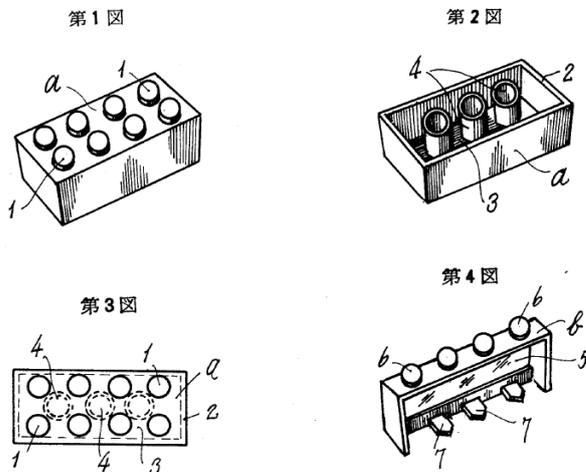
また、判決文には、被告の製品は、上記の中間片6の有無は別として、そのほかの外観や寸法が特許権者の実施品と全く同一と感じられるから、特許権者の実施品を模倣したことが容易に推認できるとも記載されています。

さらに、特許発明の従来技術としては、以下のようなものがありました。従来例1は特許明細書に記載されている従来技術（上述の作用効果の[1]を参照）と同じものです。従来例2～4はいずれも円筒部と周縁の間の空間に円形突起を嵌合させるものです。

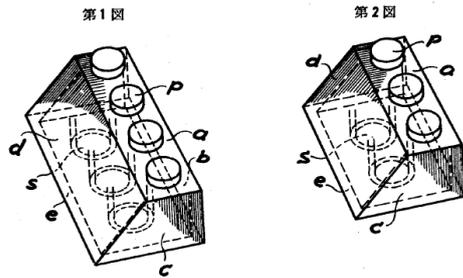
<従来例1>



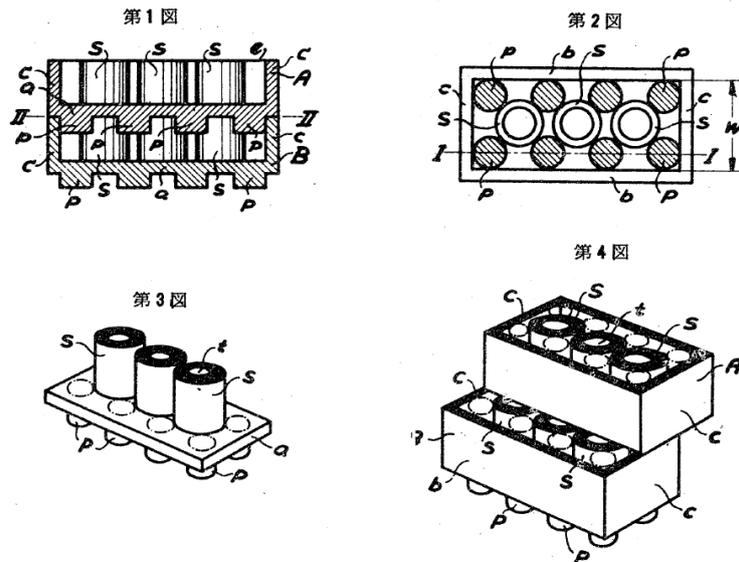
<従来例2>



<従来例 3>



<従来例 4>



この事件では、大阪地裁（昭和43年判決）と大阪高裁（昭和45年判決）は、いずれも被告製品は特許侵害品であると判示しています。上記のような状況で、皆様は上記判決に賛同されるでしょうか。なお、上記各従来例はいずれも私が掲示したものであり、裁判において検討されたものではありません。次回、この事件に関する解説を掲載したいと思います。

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊社担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

平成30年 1月26日（金）：松本市役所
平成30年 3月23日（金）：松本市役所

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800（予約がある日のみ）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所（ものづくり支援センターしもすわ）

：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成30年 1月16日（火）：テクノプラザおかや
平成30年 2月20日（火）：テクノプラザおかや